

西条市小・中学校におけるタブレット端末使用規程

第 1 条 この規程は、西条市小・中学校の児童生徒及び教職員が個人専用として使用する学習（指導）用タブレット端末（以下、本端末という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 本端末を使用するにあたっては、本規程と、西条市情報セキュリティポリシー及び西条市立小・中学校セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

第 3 条 本端末は、学校の教育課程に則った教育の質・学習効果の向上及び学習内容の基礎・基本の定着、及び教職員の業務改善に資することを目的として使用する。

第 4 条 学校における管理責任者は校長（学校 CIO）とする。管理責任者は、本端末を適正に管理するため、端末管理者を指名し業務を行わせるものとする。

第 5 条 管理責任者は、本端末の使用が適正に行われるために 使用状況を把握し、必要に応じて指導及び助言を行う。

- (1) 管理責任者は、本端末の脆弱性を塞ぐために、アップデートを徹底し、常に最新の状態に保たなければならない。
- (2) 管理責任者は、本端末に障害・事故等が発生したときは、速やかに教育委員会に連絡しなければならない。

第 6 条 本端末使用者（以下、「使用者」という。）は、学校に在籍する教職員及び児童・生徒のみとする。

第 7 条 使用者は、本端末の使用を適正に行うとともに、携帯中の毀損・紛失・盗難等の防止に十分注意しなければならない。

第 8 条 使用者が児童・生徒であった場合、使用にあたっての本端末の管理については、授業担当者又は担任が適正に行うものとする。

第 9 条 本端末を校外に持ち出す場合には、使用者は管理責任者の許可を得なければならない。また、その際には、すみやかに目的地に運ぶこととし、車内等に放置するようなことは絶対に行ってはならない。

第 10 条 本端末の使用は自己責任を原則とし、故意による毀損・紛失・盗難等の事故あるいはその他の理由で、本端末の全部又は一部が使用できなくなった場合、使用者（児童・生徒にあってはその保護者）は教育委員会が定める相当の代価を弁償しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、相当代価を減額し、又は免除することができる。

第 11 条 本端末を学校・家庭など定められた学校外からインターネットに接続して使用する場合は、西条市立小・中学校におけるインターネット利用に関するガイドラインを遵守しなければならない。

第 12 条 次の各号に別に定める事項については、これを禁止する。

- (1) 第 3 条の目的以外の利用
- (2) ID、パスワードの漏洩
- (3) 個人的なメールアドレス、アカウント等の使用
- (4) 個人のクレジットカード情報や 情報等、個人情報の入力
- (5) 利用が許可されていないファイルへのアクセス
- (6) 教育用途以外のソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)への登録及び使用
- (7) 学習上必要のあるサイト以外の閲覧
- (8) その他情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断される事項

第 13 条 管理責任者は、前条に規定する禁止行為を行った使用者に対し、改善するよう指導しなければならない。指導後も改善が図られない場合は、本端末の使用を停止する。

第 14 条 使用者は、次の各号に掲げる障害・事故等が発生した時は、ただちに管理責任者に報告しなければならない。

- (1) 本端末を毀損・紛失したとき、または盗難の被害にあったとき、またはその可能性があるとき
- (2) アカウント情報が(ID・パスワード)が第三者に漏洩した可能性があるとき
- (3) タブレット端末が正常に動作しなくなったとき
- (4) データの改ざん・抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウイルスの侵入等、又は、それらのおそれのある事実を確認したとき

第 15 条 使用者は、管理責任者が端末の返納を指示した場合は、速やかに端末を管理責任者に返納しなければならない。

第 16 条 本端末の使用に際して、本規程に定められていない事態が発生した場合には、管理責任者と教育委員会との協議により、その対応を決定する。

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

改定履歴

版	改定日	項目	改定内容